

役員任期10年に

今年の5月1日から旧商法に代えて新会社法が発足しました。旧商法下においては中小の株式会社にとって最も身近な制度として役員改選手続きがありました。新会社法では、非公開会社の場合この制度が大幅に緩和されましたので、以下概要を掲げます。今回は税務とは直接関係ありませんが、私達の立場上よく質問を受けるので、あえてご紹介させていただくことにしました。

1. 役員に関する事項の改正内容(株式会社)

	旧商法	新会社法	備 考
取締役の任期	2年	最長10年	現行の任期を伸長可
監査役任期	4年	最長10年	現行の任期を伸長可
取締役の定員	3人以上	1人以上	「取締役会設置会社」は3名以上必要
監査役必要	必要	廃止可	「取締役会設置会社」は必要

2. 役員任期伸長の事例

6月決算の株式会社で、非公開会社(株式の譲渡制限有)の場合

■ 取締役

○従来の任期：2004年8月～2006年8月定時株主総会終結の時まで



2006年8月の定時総会の終結時まで、取締役の任期を2年から10年に伸長することを臨時株主総会で決議する。(登記は不要、定款変更のみで可)



○伸長後の任期：2004年8月～2014年8月の定時株主総会終結の時まで

結果的に任期を8年間延長したことになり、その間役員変更登記は不要になる。

■ 監査役

○従来の任期：2004年8月～2008年8月の定時株主総会終結の時まで



2008年8月の定時総会の終結時まで、監査役任期を4年から10年に伸長することを臨時株主総会で決議する。(登記は不要、定款変更のみで可)



○伸長後の任期：2004年8月～2014年8月の定時株主総会終結の時まで

結果的に任期を6年間延長したことになり、その間役員変更登記は不要になる。

3. 留意事項

- (1) 同族関係者以外の役員がいる場合は、任期の伸長は慎重に検討する必要があります。
- (2) 監査役を廃止する場合は、同時に「取締役会」も廃止する必要があり、いずれも登記を伴います。
- (3) 「取締役会」を廃止すれば、取締役は全員「代表取締役」となりますが、「代表取締役」を選任する規定を設定(株主総会の決議又は取締役の互選)することも可能です。

上記は現行法制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所
 TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281
 E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>